

MIZUHO CHINA MONTHLY

みずほ チャイナ マンスリー

2017年3月号**中国経済**

本邦企業の人民元建て債券発行状況

1

産業・地域政策新5カ年計画期の中国戦略的新興産業の発展方向と国際技術協力拡大への展望
—幅広の産業育成とオープンイノベーションに向けて—

4

中国アドバイザリーの現場から

中国企業による『Made in Japan for Chinese』の動き

9

中国戦略

2016年度「中国のつながる消費者」調査—進化するモバイル—(3)

14

法務

「その他協同行為」をめぐる初の独占禁止法違反処罰事例

19

税務会計

營改増後の增值税発票

24

人事労務

中国の外国人就業許可制度

30

みずほ銀行
みずほ銀行(中国)有限公司中国営業推進部
中国アドバイザリー部

- Executive Summary -

中国経済	本邦企業の人民元建て債券発行状況
<p>中国経済の成長や、中国ビジネスの拡大に応じ、企業の人民元調達ニーズは増加することが想定される。人民元建て債券市場が急速に拡大する中、債券の発行も資金調達の選択肢となろう。本稿では、本邦企業やその現地法人の人民元建て債券を中心に、債券発行事例をご紹介したい。</p>	
産業・地域政策	新 5 カ年計画期の中国戦略的新興産業の発展方向と国際技術協力拡大への展望
<p>本稿は、新 5 カ年計画期における中国の戦略的新興産業の発展計画の展開動向と主旨内容を紹介し、産業発展の現状と課題を検討する。幅広の産業育成指向と世界との同時発展・オープンイノベーション重視の戦略方向性を捉えた上、同産業の新 5 カ年計画実施の経済効果と中外国際技術協力拡大の可能性を展望する。</p>	
中国アドバイザリーの現場から	中国企業による『Made in Japan for Chinese』の動き
<p>高度・成熟化が進む中国市場では今まで以上に市場競争力が求められ、日中両国企業が互いに M&A や技術提携により成長戦略を模索している。本稿では、このような熾烈な競争環境下で、技術提携や中国企業による『Made in Japan for Chinese』という新しいスキームによるアプローチにおける課題や展望を紹介する。</p>	
中国戦略	2016 年度「中国のつながる消費者」調査(3)
<p>KPMG 中国ではグローバル消費動向調査の一環として、定点観測的に中国の e-コマース・m-コマースの動向を消費者サーベイと業界関係者のインタビューから調査・分析し、「中国のつながる消費者」報告書として継続的に発表している。その結果を数回に分けて紹介する。今回は中国消費者の e-コマースに関する決済方法の傾向と購入後のフィードバックの特徴などを紹介する。</p>	
法務	「その他協同行為」をめぐる初の独占禁止法違反処罰事例
<p>中国独占禁止法が禁止する「独占協定」の一類型「その他協同行為」に関し当局が初めて判断を下した処罰事例が 2016 年に発生したが、それによると、競争に関する注意すべき情報を受動的に共有しただけで、その企業は当局の調査対象になりかねないものと懸念される。このことから、当該事件の概要のほか、この事例を通じて企業として注意すべきと考えられる点につき論じる。</p>	
税務会計	営改増後の増価税発票
<p>2016 年 5 月の営改増改革の全面展開に伴って、中国增值税の発票とその発行管理システムは大きく変化した。今回は、この数年間にわたる発票の発行管理システムの変化をたどることによって增值税発票の現状を理解するとともに、営改増改革の全面展開後に変更された赤字専用発票の発行手順を紹介する。</p>	
人事労務	中国の外国人就業許可制度
<p>中国における外国人就業許可制度が改正され、4 月より新制度がスタートとなる。本稿では、上海で 2016 年 11 月から試験的に一部の会社を対象に実施されている試行政策もふまえ、新制度の概要を紹介する。</p>	

中国の外国人就業許可制度

大丁草企業管理諮詢(上海)有限公司
(ガルベラ・パートナーズ上海)
董事長 パートナー 吉住 幸延
china@gerbera.co.jp

急激に経済成長を果たした中国では、その成長の陰に外国人技術者・専門家の存在があったのは言うまでもないですが、専門性や技術力、管理能力などを伴わない労働については、外国人労働者に頼る必要はないのではないかという考え方に基づき、自国民の雇用機会が失われるという事態を避けるためにも、外国人に頼るべき部分と、そうでない部分をより明確にするという観点から、外国人就業許可制度が改正されました。

2016年9月27日、中国の国家外国専門家局が、外国人就業許可制度試行政策（『外国人来華就業許可制度試行実施方案の印刷・配付に関する通達』外專發[2016]151号、以下「151号通達」という）を発表しました。その内容は、2016年10月から2017年3月までの間、中国の北京、天津、河北、上海、安徽、山東、廣東、四川、雲南、寧夏において、外国人就業許可試行政策を実施する、というものでした。

2016年10月には試行政策補充内容が発表され、「両証整合」実施の背景、点数化の評価基準も明記されました。同時に、2017年4月1日から新政策が全国展開されることが明確になり、外国人就業者が最も多い上海においても、2016年11月から試験的に一部の会社に対して、各区の就業センターが外国人就業許可試行政策を実施し始めました。そして、いよいよ試行期間を終えて2017年4月から新制度がスタートしようとしています。（ただし、実際の運用開始時期は地域により差が出る可能性があります。）

「両証整合」とは、これまで複数種類に分かれていたビザを整理統合することで、従来の「外国専門家來華就業許可証」と「外国人就業許可証」は、名称が統一されて、「外国人就業許可通知」となりました。こちらはインターネット申請となります。

そして、従来の「外国専門家証」と「外国人就業証」も統一されて、「外国人就業許可証」となりました。一人に一つの番号が発行され、生涯変わらず、中国における就業管理、サービス、信用記録等が隨時記録されます。

従来、一般企業における日本人駐在員は、「就業許可証」を取ったあと、日本で臨時Zビザの発行を受け、そして中国に入国後に「外国人就業証」を取得していましたが、今後はこの「就業許可証」という名称は、「外国人就業許可通知」となり、中国に入国後に取得していた「外国人就業証」が「外国人就業許可証」という名称になります。

申請にあたっての必要書類の種類、数量が統一され、書類名、様式、部数等が明確になりました。申請書類が簡素化され、個人のパスポートと電子写真のほか、原則として中国における就業

許可申請書、企業の採用契約書若しくは在職証明書、職務経歴証明書、健康診断証明書、無犯罪記録証明書、最終学位（学歴）証明書、申請者が所持する有効身分証明書等材料を提出しなければなりません。

ビザの取得手続は、2017年2月末現在の上海では、以下のような流れとなります。地域、時期によって手続きの流れが異なりますので、申請の際は事前にご確認ください。

- ①必要書類（健康診断報告書を含む）をオンライン申請
- ②就業許可通知
- ③臨時ビザ招待状
- ④臨時Zビザ申請（在日本ビザセンター）
- ⑤中国入国・赴任
- ⑥宿証明申請
- ⑦外国人就業許可証申請
- ⑧居留許可申請（⑦⑧は順序が逆でも可）

健康診断については、従来は臨時Zビザを入手（上記④）して、その後に報告書提出していましたが、新制度では最初の各種書類を準備する段階（上記①）で用意する必要があります。健康診断は、日本で受診する場合と、中国で受診する場合とで流れが異なります。

（1）申請者が赴任前に中国に来られない場合

ご自身が日本で健康診断を受け、その健康診断報告書について、日本のビザセンターにおいて認証手続きが必要となります。

（2）中国に出張予定または他の原因で来る場合

事前に中国現地で健康診断の予約をし、健康診断当日に自ら赴き診断を受けます。この場合は、健康診断報告書の認証手続きは不要です。

外国人就業者をA類（奨励）、B類（コントロール）、C類（制限）という3種類の分類に分け、条件は以下のようになっています。

分類	条件
A類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内の人材誘致計画に選出 ➢ 国際的に公認された専門業績の認定基準に合致 ➢ 市場動向に適した奨励類ポストで必要とする外国人人材 ➢ 革新起業人材 ➢ 優秀青年人材 ➢ 得点が85点以上
B類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 学士以上の学位と2年以上の関連業務の経験を有し、一定条件を満たす外国人専門人材 ➢ 中国国内の大学で修士以上の学位を取得した優秀な卒業生

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国外ランキング上位 100 位の大学で修士以上の学位を取得した卒業生 ➤ 外国語の教員 ➤ 得点が 60 点以上の専門人材
C類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国務院の関連行政主管部門が批准（授権）し雇用する、もしくは中国と外国政府の協議に基づき雇用する外国人 ➤ 政府間協議に基づき中国で実習、見習いを行う外国の青年 ➤ 外国人ハイエンド人材に随行し家事サービスに従事する外国人 ➤ 遠洋漁業等特殊な領域の業務を行う外国人 ➤ 季節性労働に従事する外国人 ➤ その他ポスト割り当て管理を実行する外国人

(151 号通達に基づき、みずほ銀行（中国）有限公司中国アドバイザリーパート作成)

以前は、下記の三つの条件を満たした場合、就業ビザはほぼ問題なく取得することができました。

- ① 年齢 60 歳以下
- ② 学歴 大学卒業以上
- ③ 職歴経験 2 年以上

新制度では、上記の表にある「条件」のうちいずれかの条件を満たせば A～C 類に分類されることになります。条件の一つである得点については、60 点以上で B 類、85 点以上で A 類に分類され、A 類は申請スピードが速くなります。得点評価基準は、下記の通りです。

項目	基準	ポイント数
直接資格発行	中国国内人材導入計画に選出され、且つ国際公認専門認定基準に満たす	一
	市場動向に一致した推奨業界の基準に満たす	一
	イノベーション起業人材と優秀青年人材	一
中国国内採用企業の支払い年収	45 万元以上	20
	35 万元以上、45 万元未満	17
	25 万元以上、35 万元未満	14
	15 万元以上、25 万元未満	11
	7 万元以上、15 万元未満	8
	5 万元以上、7 万元未満	5
	5 万元未満	0
学歴若しくは国際職業資質証明	博士学位若しくは博士レベル相当	20
	修士学位若しくは修士レベル相当	15
	学士学位若しくは学士レベル相当	10

関連職務経験	2年を超過する場合、1年に1ポイント増加	最大 15
	2年	5
	2年未満	0
年間業務時間（月単位）	年間業務時間 9カ月以上	15
	6カ月以上、9カ月未満	10
	3カ月以上、6カ月未満	5
	3カ月未満	0
中国語レベル	中国語で授業を受講した上で学士以上の学位を取得	10
	HSK5級以上合格	10
	HSK4級合格	8
	HSK3級合格	6
	HSK2級合格	4
	HSK1級合格	2
就業エリア	西部地方	10
	東北地方等古い工業地域	10
	中部地方の中国国家級貧困県等特別地域	10
年齢	18歳から 25歳	10
	26歳から 45歳	15
	46歳から 55歳	10
	56歳から 60歳	5
	60歳以上	0
世界名門大学卒業 若しくは 世界トップ500社職務経歴	世界ランキング上位 100位までの名門大学卒業	5
	世界トップ500社の企業に職務経歴あり	5
中国各省の外国人工作管理部門 奨励ポイント	地方経済社会発展に必要な特殊不足人材 (各省の外国人工作管理部門が具体的な基準を定める)	0-10

先日、弊社のビザ担当者が上海の某区の就業センター支部で聞き取り調査をしたところ、新制度を採用しての新規と更新の申請については、60%くらいは申請が通っていないとのことでした。評価基準表だけを見て60点以上が取れるかどうかは、当局の方でシステムに入力する際に同じ基準で入れてもらえるかどうかが曖昧なようで、まだまだシステムだけではなく、人の判断による部分もあるようです。ビザの実務情報については、随時更新してまいりたいと考えております。

吉住幸延**ガルベラ・パートナーズ・グループ 代表****大丁草企業管理諮詢（上海）有限公司 董事長
(ガルベラ・パートナーズ上海)**

1993年慶應義塾大学在学中に北京師範大学へ留学し、大学卒業後は海外16拠点に展開するグローバル企業で中国ビジネスに関わる。2005年に税理士、社会保険労務士、司法書士など国家資格者によるワンストップサービスを行うガルベラ・パートナーズ・グループを立ち上げ、国内は東京、大阪、福岡に、海外は上海、香港、口サンゼルス、ホーチミン、バンコクに事務所を設置して、国内外の税務労務と顧客の海外進出をサポート。現地法人の設立を支援するほか、国内外の法律に照らして年間50社以上の海外赴任規程（給与、税金、社会保険等）の作成を指導している。

ガルベラ・パートナーズの中国進出支援 <http://business.chinafocus.jp/>

ガルベラ・パートナーズの香港進出支援 <http://hongkong-support.com/>

ガルベラ・パートナーズの国際労務支援 <http://www.kokusairoumu.com/>

みずほ銀行の中国ビジネスネットワーク

みずほ銀行(中国)有限公司

○ 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心
21階(業務窓口)、23階(来賓受付)

中国営業第一部・第二部
Tel:(86-21)38558888(ex.2460)

中国営業第三部・第四部
Tel:(86-21)38558888(ex.1857)

中国アドバイザリー部
Tel:(86-21)38558888

中国トランザクション営業部
Tel:(86-21)38558888
人民元国際化関連(ex.1277)
トレードファイナンス関連(ex.1273)
CMS関連(ex.1230)
外為関連(ex.1277)

中国金融法人営業部
Tel:(86-21)38558888
シジケーション関連(ex.1255)
その他商品(含債券)関連(ex.1209)

● 上海自貿試験区出張所
上海市浦東新区基隆路55号
上海国際信貿ビル7階
Tel:(86-21)38558888

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西楼8階
Tel:(86-10)65251888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
Tel:(86-411)83602543

● 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
Tel:(86-411)87935670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
Tel:(86-510)85223939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30樓
Tel:(86-755)82829000

● 天津支店

天津市天津経済技術開発区
新成東路20号濱海新区金融街
(東区)写字楼E2座ABC樓5階
Tel:(86-22)66225588

● 天津和平出張所

天津市和平区南京路75号
天津国際大厦1902室
Tel:(86-22)66225588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
Tel:(86-532)80970001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
Tel:(86-20)38150888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
Tel:(86-27)83425000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大廈17階
Tel:(86-512)67336888

● 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開発区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
Tel:(86-512)67336888

● 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開発区
東南大道333号科創大廈7階
Tel:(86-512)67336888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
Tel:(86-551)63800690

みずほ銀行

○ 東京本店 中国営業推進部
東京都千代田区大手町1-5-5
Tel:(03)5220-8734
Fax:(03)3215-7025

■ 南京駐在員事務所
江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
Tel:(86-25)83329379

■ 厦門駐在員事務所
福建省廈門市思明区廈禾路189号
銀行中心2102室
Tel:(86-592)2395571

○ 香港オフィス

金鐘道88號太古廣場2座17階
Tel:(852)21033000

○ 九龍オフィス

九龍海港城永明金融大樓16階
Tel:(852)21025399

○ 台北支店

台北市敦化北路167号宏國大樓2樓
Tel:(886-2)27153911

○ 台中支店

台中市府会園道169号敬業樂群大樓
8階
Tel:(886-4)23746300

○ 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大廈12樓
Tel:(886-7)2368768

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言:** 本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とする場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持:** 本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権:** 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責:** 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考へる各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
- 本誌は金融資産の売買に関する助言、勧説、推奨を行うものではありません。